

一昭和三十一年度西多摩郡公平委員会歳入歳出予算

一議長(田村利一)本件を認める旨を告げる

一助役 昨年度より全費を減額した。各町村は職員数に応じて負担することにする

一議長(田村利一)本件につき異議の有無を会議に諮り全会一致原案決定する旨を告げる

一昭和三十一年度福生町国民健康保険増徴更正予算(六面)

一議長(田村利一)本件を認める旨を告げる

一議長(田村利一)本件につき異議の有無を会議に諮り全会一致原案通り決定する旨を告げる

会議録署名議員、選挙

一議長(田村利一)署名議員の選挙は指名推せんにより議長が指名する旨を会議に諮り全会一致

決定する旨を告げる

一議長(田村利一)左の者を指名し一名毎に会議に諮り異議なく決定する

濱中達夫 高橋三郎 中野七五郎
高橋孝一 田村政一 井上頼太郎

一議長(田村利一)会議を閉する旨を告げる

一議長(田村利一)福生町議会を閉会する旨を告げる

終了 六時二十分

右会議の顛末を記載しその相違を認め証する為署名する

昭和三十一年三月二十七日

福生町議会議長

全議員

全議員

全議員

田村利一

佐古博光

高橋三郎

中野七五郎



十



別代会議録調査之署名捺印及び契印中願也

二月一日

福主の議合

署名議員

貫井伊作

野島 海

村尾種吉

殿

13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓			✓
船水甚平	村尾種吉	野島 毎	貫井伊作	中野七五郎	高橋三郎	瀨古清藏	設樂美知	田村福一	井上頼太郎	森田喜一	石川武雄	田村政一
26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14
✓	✓	✓		✓		✓	✓		✓	冬	✓	冬
高橋彦市	田村利一	西村 節	村尾四郎	村野盛一	村野善平	點沢美代子	森田誠重	田村幾太郎	井梅泰輔	橋本雄一	森田幸藏	並木竹松

福生町議会々議録

昭和三十一年六月三日 福生町議会を福生町役場に招集した
一出席議員は左の通りである

田村政一 井上頼太郎

田村福一 瀬古清庵 高橋三郎

中野七五郎 貫井伊作 野島毎 村尾種吉 船水萬平

森田章彦 井梅辰輔 森田誠重 點哭美子 村野盛一

西村 節 田村利一 高橋彦一

一地方自治法第百三十一條の規定により 會議事件説明の爲出席を求めたものは左の通りである

町長代理助役 秋山諒一 總務課長 大野忠一

税務課長 橋本孝彦 民生課長 貫井茂代次

一本会の書記は左の通りである

書記 上野重助



一議長(田村利)(午後一時三十分開会を告げる)

一議長() (午後一時四十分開議を告げる)

一議長() (本日議事日程を報告する)

一日程第一(議案第三五號) 建物買収について

一令 第二(令 第三六號) 福生町住民投票施行條例改定について

一令 第三(令 第三七號) 福生町手数料條例の一部改正について

一令 第四(令 第三八號) 学校庶科医嘱託について

一令 第五(令 第三九號) 福生町国民健康保険運昌協議会運営

委員改選につき同意を求める件

一令 第六(議案第四〇號) 福生町汚物清掃事業手数料條例改定について

一令 第七(令 第四一號) 昭和二十七年度福生町歳入歳出追加更正

予算(第一面)

一令 第八(議案第四二號) 指定寄附受領に關する件

東京府西多摩郡福生町役場

東京府西多摩郡福生町役場

一日程 第九(議案第四三號) 福生町税賦課率收條例の一部改正について

一日程 第十(令 第四四號) 福生町歳入歳出追加更正予算(第二面)

一議長(田村利)(第一読会を開く旨を告げる)

日程第一 建物買収について

一議長(田村利)(本件を上程する旨を告げる)

書記 朗読

一町長代理 本日より町長の赴任迄町長代理となる旨を告げる。

一町長代理 本件については既に教育委員会の承認を受け現場調査もすし予算も計と

され第三小教員が居住している。

一第十番(貫井伊作) 教育委員会の際に宅帯住むとのことであつたがどうしたか

一町長代理 改選後二世帯一居住させる予定である。

一第三大番(高橋彦一) 地をより何か語はなかつたか

一町長代理 石川議員に連絡したとのことであり井戸は地主の所有であり幾分の面倒を

見て頂きたいことであつた

一第十番(貫井伊作) 改造して二世帯はれるよう努力されたい

一第十一番(鮎沢美代子) 内出の住宅にも二世帯はれるか

一町長代理 一廿四難と思はれる

一議長(田村利一) 本件につき、異議の有無を會議に諮り、全會一致原案を可決

する旨を告げる

日程第二 福生町住民登録施行條例設定について

日程第三 福生町手数料條例の一部改正について

一議長(田村利一) 日程第二、第三は肉連する事項であるから同時に上程する旨を

會議に諮り、全會一致上程を決定する旨を告げる

書記 朗 読

一町長代理 六月二日(交付)された住民登録法の施行に伴い、本件上程の必要が生じた

本議案は都下同のものとして作成した

東京都西多摩郡福生町役場

町長 田村利一

一第三十六番(高橋多一) 三十七号議案の手数料は現在どれが住民票は新しいものか

一總務課長 戸籍関係の証明、諸手数料と肉連する。住民票は新規である。

一第十一番(貫井伊作) 手数料は一定されているか

一總務課長 従来は戸籍関係が裁判所へ一覽されていたため一定であった

一議長(田村利一) 本件につき、異議の有無を會議に諮り、原案通り決定する

旨を告げる

日程第四 學校歯科医嘱託について

一議長(田村利一) 本件を上程する旨を告げる

書記 朗 読

一町長代理 三月二十七日に議決した歯科校医に第三小学校の令が保留となつてい

たので本日上程した

一第七番(瀨古清彦) 前周嘱託に際し理事者は電話で連絡した文であった

医師より非礼であるとの声があった、今固はどうか

一 總務課長 先見社が会って承諾下さるようお願いした

一 議長 (田村利一) 本件につき、異議の有無を会議に諮り、全会一致原案通り決定する旨を告げらる

日程 第五 福生町国民健康保険運営協議会運営委員改選につき、同意を求め件

一 議長 (田村利一) 本件を工程する旨を告げらる

書記 朗読

一 町長代理 福生町保運管委員は文正に改選することになっているが、船水江尾、田村町田の各氏はこゝで任期満了となるので引續き委員としたい

一 議長 (田村利一) 本件につき、異議の有無を会議に諮り、全会一致原案通り決定する旨を告げらる

日程 第六 福生町汚物清掃事業手数料条例設定について

一 議長 (田村利一) 本件を工程する旨を告げらる

東京 都 西 多 摩 郡 福 生 町 役 場

書記 朗読

一 町長代理 従来、塵芥処理手数料と六月日より発足する尿尿処理手数料とを合せて一本としたものである

一 第十三番 (船水甚平) 塵芥処理人夫の口給ニミツ円では安すぎるとの言があつたが申出はあつたか

一 民生課長 尿尿の方を二五〇円にして頂きたい旨申出たと風聞したか私は直接聞かぬ

一 第一番 (田村政一) 就労時間は何時間か

一 民生課長 午前八時より午後五時迄である

一 第七番 (瀬古清彦) 条例中に手数料値上げの項目があるが何故か

一 町長代理 経済事情の变化により双方同意の上手数料を変更するが、この際条例の修正を要する

一 第七番 (瀬古清彦) 現在の見逃しは当然値上げが必要と云ふので

お含めおき願いたい

一第三十一番 (村野吉平) 手数料の減免の條件は

一町長代理生活保護を帯て対象とする

一第三十二番 (村野盛一) 田村組の産芥処理場の狭くなったか今後の方は

一町長代理 また古今は大丈夫と思う

一第三十三番 (村野盛一) マダ橋際り糞尿の処理はどうするか

一町長代理 現在はどう途かよいか 一方を要する

一第三十四番 (村尾隆吉) 交通よりも危険である

一第三十五番 (貫井伊作) 村野吉平議員より 田村氏に交渉することであつた

一第三十六番 (高橋三郎) 町として主責任はよい地まが必置すべきものと思う

一民生課長 五月九日衛生主任と現場で視察し現場監督者に必置するよう要望した

一第三十七番 (田村福一) オ三條より 第三十八條並と第三十九條並より 第十五條並は殆ど同文

であるか成文の際考慮されるべきであつた

東京都西多摩郡福生町役場

一民生課長 之川又入まの條文になつてやつたものである

一總務課長 識者の意見あり確にする局に別個の方がよいとのことである

一第三十八番 (田村福一) それならば別個の條文とすべきであり今迄も例があつた

一第三十九番 (貫井伊作) 以前瀬古氏は尿尿を砂り方面に配布していたが今後町の農家

にも融通するよう依頼する

一第四十番 (瀬古清彦) 町内にも野溜槽を設置されたい

一第四十一番 (貫井伊作) 未熟地に放散すればよいと思う

一第四十二番 (船本甚平) 吸取器の販売を通知してあるか

一民生課長 既に三回程通知してある

一議長 (田村利一) 五番議員先程の意見はどうか

一第二番 (田村福一) 今後の立案上考慮されたい

一議長 (田村利一) 本件につき町長會議の意思を會議に諮り 全會致原案通り決

定する旨を告げる

日程第七 昭和二十一年度福河汚物清掃事業歳入歳出追加更正予算(第二回)

一議長(田村利一) 本件を上程する旨を告げる

書記 朗読

一町長代理 泉原必理を始める為予算として追加する必要が生じ一般会計より

三万円を繰出し他は手数料収入より賄う為予備費より三万円

と協会の承認を得る業者に貸付ける

一第一番(村尾隆吉) 三万円の貸付は前渡金か

一町長代理 是成整備として申の返還を条件に貸付けた

一第二番(高橋三郎) 負担金三万円の内容如何

一民生課長 手数料七万二千円に対する支拂分又無料分の八千円それに

収収る取扱者に対する交付金である

一議長 長田村利一 本件につき異議の有無を会議に諮り原案通り決定する

旨を告げる

東京都西多摩郡福生町役場

日程第八 指定寄附受領に関する件

一議長(田村利一) 本件を上程する旨を告げる

書記 朗読

一町長代理 松の湯西側の道路測溝を造るよう申請があり寄附の申請があったので

建設委員会に諮り既に之を施行中である諒解を得たい

一第九番(中野七五郎) 工事費の額額はいくらか

一町長代理 約五万円位である

一第十番(西村 節) 長さはどの位か

一町長代理 百三十メートルある

一第十一番(貫井伊保) 最近指定寄附が多か予(耳面)とにみ合せて慎重に受領さ

れたい

一町長代理 額に規定はないが建設委員会の議に依りて受領している

一第十二番(西村 節) 暖急の順序で予算と決定したのであるかうの順序に依り

て実施されたい

一、第七番(瀬古渡系) 昨年中より施業の必要を感じ雨期に到り放置を承るゝの地元の熱意に依りて実施したものである

一、第十四番(西村 節) 寄附があれば熱意があると解するが如何

一、第七番(瀬古渡系) 必然的にさうなる

一、第十四番(豊井伊作) 寄附は了事完了により申出るべきものである 牛張に於ても排水設備等急を要するものがある

一、第十五番(森田幸兵衛) 駐留軍の影響等による施設の補償としての補助の件はその後どうしようか

一、町長代理 本町、郡議より強力を推進して頂いてゐる牛張の排水銀座通りの補償は五百万円、該額の出ている。先日より本町、郡議の言によれば五百万円、の予算計上が予想されることである。町として強力に働きかけを必要とする。

一、第十四番(西村 節) 具体的なものはないか

一、町長代理 郡の總務局に扱はるゝが都費のみならず行政協定による障害除去の費用より當てるよう努力するとのことであつた

一、町長代理 建設委員会より推進に努力されたい

一、第十四番(野島 毎) 現在の理事長側の人客は貧弱であり早急に充實を望む

一、議長(田村利一) 本件につき異議の有無を会議に諮り原案通り決定する旨を告げる。

日程 第九 福生町税賦課率収條例の一部改正について

一、議長(田村利一) 本件を上げする旨を告げる。

書記 朗読

一、町長代理 町民税の納期は七、九、十一、二月であるが国定資産税が本決定となすこと

二月に兩者が重複する為町民税の第四期の納期を二月としたい

一、議長(田村利一) 本件につき異議の有無を会議に諮り原案通り決定する旨を告げる。